

令和7年第7回神栖市農業委員会総会議事録

○開催日時 令和7年6月25日（水）午後3時30分

○開催場所 神栖市役所分庁舎 2階 会議室2

○出席委員 13名

1番	長谷川雅一	2番	飯田 等	3番	松沢 吉通
5番	溝口 竜生	6番	立花 紀貴	7番	宮本 清美
9番	安藤 和利	10番	大塚 徹	11番	鈴木 茂
12番	坂本 正行	13番	境 政一	14番	長谷川一夫
15番	原 範子				

○欠席委員 1名

8番 田内 一郎

○産業経済部農林課職員 2名

課長補佐 中村 里佳 主事 富田 明子

○農業委員会事務局職員 5名

事務局長	岡野 康宏	局長補佐	菅野 裕之
係長	堀越 桃花	主幹	山本 宗宏
主事	木内 俊介		

○議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地改良協議の同意について
議案第4号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 第4 決議案第2号 「全国農業新聞」普及促進に関する申し合わせ決議について

○議事内容

議長	<p>(開会：午後3時30分)</p> <p>大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。</p> <p>ただいまより、令和7年第7回神栖市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員でございますが、8番田内一郎委員より欠席する旨の届出がありました。</p> <p>本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。</p>
議長	<p>(議事録署名委員の選任)</p> <p>最初に、日程第1「議事録署名委員の選任について」は、私から指名させていただきます。議事録署名委員に、6番立花紀貴委員、7番宮本清美委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>(議案第1号)</p> <p>次に、日程第2、議案第1号ないし議案第4号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願ひいたします。また発言する際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>はじめに、議案第1号「農地法第4条の規定による許可について」を付議いたします。番号1について、事務局に説明を求めます。事務局長。</p> <p>はい、事務局長の岡野です。議案第1号、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、番号1の申請人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅の建築に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。</p>
事務局	<p>はい、事務局の木内です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の集団農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と思料されます。申請内容は、申請人が木造平屋建1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。第1種農地は原則農地転用できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、不許可の例外に該当するものと思料されます。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件に該当するものがないことから、許可相当と思料されます。以上でございます。</p>

議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。2番飯田等委員。
2番	はい、2番飯田です。議案第1号、番号1の現地調査結果についてご報告いたします。調査日は、令和7年6月18日（水）、現地調査は、立花農地副部会長、安藤委員、事務局2名と私の計5名で行いました。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
12番	はい、12番坂本です。昨日、現地を確認しました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。以上です。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号2について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第1号、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、番号2の申請人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、農業用倉庫の建築に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事務局	はい、事務局の木内です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、神栖市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地となっております。申請内容は、申請人が農業用倉庫1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。他法令との調整ですが、都市計画法施行規則第60条の規定による開発行為または建築等に関する証明書の写しと、神栖市農業振興地域整備計画の変更の通知の写

	<p>しが添付されております。また、土地改良区域内の農地であるため波崎土地改良区からの意見書が添付されており、協議は了しております。農用地区域内農地は原則農地転用できませんが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから、不許可の例外に該当するものと思料されます。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件に該当するものがないことから、許可相当と思料されます。以上でございます。</p>
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。2番飯田等委員。
2番	はい、2番飯田です。議案第1号、番号2の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
15番	はい、15番原です。本日、現地を確認しました。事務局及び調査委員の説明のとおりでありますので、私も許可相当と思います。以上です。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」を付議いたします。はじめに番号1について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅ということで、贈与による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当から

	ご説明いたします。
事務局	はい、事務局の木内です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造平屋建1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがいため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。2番飯田等委員。
2番	はい、2番飯田です。議案第2号、番号1の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
12番	はい、12番坂本です。6月3日に現地を確認しました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。以上です。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号2について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号2について事務局よりご説明い

	たします。許可を受けようとする番号2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は資材置場ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事務局	はい、事務局の木内です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が資材置場を拡張するため、足場用資材や鉄板、仮設プレハブ、2ントントラック等を置く計画であり、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は全額自己資金であり、預貯金口座の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。2番飯田等委員。
2番	はい、2番飯田です。議案第2号、番号2の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
10番	はい、10番大塚です。昨日、現地を確認しました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。以上です。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたら、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号3について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号3の借受人、貸付人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は砂利採取ということで、賃貸借による一時転用の申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事務局	はい、事務局の木内です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、神栖市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地となっております。申請内容は、砂利採取に伴う一時転用であり、事業全体の総面積は2, 207m ² で農地部分の面積が2, 179m ² 、非農地部分の面積が28m ² となっております。埋め戻しに使用する土砂は、賃借人が鹿嶋市内で確保している土砂を使用する計画となっております。雨水は敷地内浸透処理する計画となっており、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。事業完了後は、土地所有者がピーマンの作付けをする予定で農地復元計画書が添付されております。資金計画は全額自己資金であり、預貯金口座の写しが添付されております。他法令との調整ですが、砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書の写しと、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内における農地等の一時転用許可申請に係る意見書が添付されております。また、土地改良区域内の農地であるため波崎土地改良区からの意見書が添付されており、協議は了しております。農用地区域内農地は原則農地転用できませんが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められることから、不許可の例外に該当するものと思料されます。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがいため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。2番飯田等委員。
2番	はい、2番飯田です。議案第2号、番号3の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願ひします。
11番	はい、11番鈴木です。申請地は現在、耕作放棄地となっておりますが、この度、砂利採取ということで、安全に砂利採取を行うよう注意して参りたいと思いますので、私も許可相当と思います。以上です。

議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 10番、大塚徹委員。
10番	はい、10番大塚です。確認ですけど、貸付人と借受人の関係は親子ですか。
議長	ただいまの質問について説明を求めます。事務局。
局長補佐	はい、局長補佐の菅野です。貸付人と借受人は親子関係でございます。
議長	10番、大塚徹委員。
10番	はい、10番大塚です。砂利採取後は、誰がピーマンを耕作するのですか。
議長	ただいまの質問について説明を求めます。事務局。
局長補佐	はい、局長補佐の菅野です。農地復元計画書では、土地所有者である貸付人がピーマンの作付けをする予定でございます。
議長	その他、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号4について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号4について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事務局	はい、事務局の木内です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請

	内容は、譲受人が木造平屋建1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。2番飯田等委員。
2番	はい、2番飯田です。議案第2号、番号4の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
11番	はい、11番鈴木です。申請地は、開発区域指定地域内であり、周辺は住宅街化しております。市街化調整区域内ですと家を建てる場合、10年要件などいろいろな規制がありますけど、開発区域指定地域内ですので、地域外の方でも家を建てることが出来ますので、事務局及び現地調査委員と同じく私も許可相当と思います。以上です。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたら、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号5について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号5について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号5の借受人、貸付人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、砂利採取ということで、賃貸

	<p>借による一時転用の申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。</p>
事務局	<p>はい、事務局の木内です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、神栖市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地となっております。申請内容は砂利採取に伴う一時転用であり、事業全体の総面積は34,443m²で農地部分の面積が5,256m²、非農地部分の面積が29,187m²となっております。埋め戻しに使用する土砂は賃借人が行方市内で確保している土砂を使用する計画となっております。雨水は敷地内浸透処理する計画となっており、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。事業完了後は、土地所有者がピーマン及び水稻の作付けをする予定で農地復元計画書が添付されております。資金計画は全額自己資金であり、預貯金口座の写しが添付されております。他法令との調整ですが、砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書の写しと、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内における農地等の一時転用許可申請に係る意見書が添付されております。農用地区域内農地は原則農地転用できませんが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められることから、不許可の例外に該当するものと思料されます。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがいたため、許可相当と思料されます。以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。2番飯田等委員。</p>
2番	<p>はい、2番飯田です。議案第2号、番号5の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。</p>
11番	<p>はい、11番鈴木です。申請地は、すでに砂利採取が終わっております、埋め戻しに時間がかかるため、今回の申請に至ったものですが、安全に行うよう注意して参りたいと思いますので、私も許可相当と思います。以上です。</p>
議長	<p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(「議事進行」の声あり)</p>

議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号6について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号6について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号6の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、太陽光発電設備ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事務局	はい、事務局の木内です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、太陽光発電事業者が太陽光パネル180枚を設置する計画であり、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがいたため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。2番飯田等委員。
2番	はい、2番飯田です。議案第2号、番号6の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願ひします。
11番	はい、11番鈴木です。申請地は、譲渡人が相続を受けた農地で、耕作放棄地の状態であります。この度、太陽光発電設備の設置ということで、現地調査委員の説明のとおり、地区担当委員としても許可相当だと思います。以上です。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたら、ご意見ご質問等ございませんか。

	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	(議案第3号) 次に、議案第3号「農地改良協議の同意について」を付議いたします。 事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第3号について事務局よりご説明いたします。 当該議案の申請人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。今回提出されました農地改良計画は、畑としてピーマンを耕作するため田畠転換するものです。事業期間は、令和7年7月1日から令和7年9月30日までで、搬入土は神栖市が所有する砂質土を用いて盛土するものです。他法令との調整ですが、神栖市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第5条の規定による事業許可申請書の写しが添付されております。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。2番飯田等委員。
2番	はい、2番飯田です。議案第3号の現地調査結果についてご報告いたします。 調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから適正と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり同意することと決定いたします。

議 長	<p>(議案第4号)</p> <p>次に、議案第4号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第4号について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、令和6年度末の状況をまとめさせていただいた内容となっております。主な内容といたしましては、農地の集積状況や遊休農地の発生防止・解消状況、新規参入の促進状況等となっております。また、こちらの内容につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、インターネット等の利用により公表することになっておりますので、その内容を含め、公表することについて皆様にお諮りするものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>(「議事進行」の声あり)</p>
議 長	<p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>本案は原案のとおり公表することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、原案のとおり公表することと決定いたします。</p>
議 長	<p>(報告案件)</p> <p>次に、日程第3、報告案件に入ります。報告第1号ないし報告第3号について、一括して事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。報告第1号から第3号までを一括して、事務局よりご報告させていただきます。はじめに、報告第1号「農地の転用事実等に関する照会の実施結果について」でございますが、水戸地方法務局鹿嶋支局からの照会が4件ございました。対象地の現況について、農地であるか非農地であるかを法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を議案書記載にある日程で行いました結果、いずれも内容につきましては、議案書記載のとおりであり、法務局へ回答済でございます。次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は5件で、権利取得理由は相続ということで届出を受理し、専決処理を行ったものでございます。次に、報告第3号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございますが、届出者及</p>

議長	<p>び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は4件で、届出を受理し専決処理を行ったものでございます。事務局からは以上でございます。</p> <p>ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>(「議事進行」の声あり)</p>
議長 事務局長	<p>(決議案第1号)</p> <p>ご意見等が無いようですので、次に、日程第4、決議案第2号「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議についてを付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。</p> <p>はい、事務局長の岡野です。決議案第2号について事務局よりご説明いたします。決議案第2号につきましては、令和7年5月22日付、7茨農会議発第115号において、一般社団法人茨城県農業会議会長から依頼があり、その内容といたしましては、各市町村の農業委員会関係者が一丸となって「全国農業新聞」を活用した情報提供に取り組むとともに、普及推進を図るため、「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせの決議を採択してほしい旨の依頼がございました。主に、全国農業新聞のベースアップ運動の推進ということで、前年12月の購読部数より、最低10部以上の増部が目標となっており、今総会においてお諮りするものでございます。事務局からは以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、原農政部会長より決議文を読み上げていただきます。原農政部会長。</p>
農政部会長	<p>はい、農政部会長の原です。決議案第2号「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議について、朗読させていただきます。</p> <p>農業委員会の最重点事項として位置づけられている「農地利用の最適化」の推進にあたっては、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠であることから、農業委員会組織が行う「農地利用の最適化を実現するための全国農業新聞普及推進3カ年運動」に呼応し、農業委員会関係者が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むため、本総会において下記の3点の取り組みを強力に進めるなどを申し合わせ決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 農業者や農村現場への農政情報および農業委員会活動の普及、浸透と、地域の情報を発信するため、全国農業新聞を活用した情報提供を行う 農業委員・農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う 令和7年11月22日までに購読部数79部の達成を目指す <p>令和7年6月25日、神栖市農業委員会、以上です。</p>
議長	<p>ただいま農政部会長が読み上げたとおり、決議することにご異議ございません</p>

か。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、決議することと決定いたします。

議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和7年第7回神栖市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会：午後4時14分)

神栖市農業委員会会議規則第10条第3項の規定により署名する。

議事録署名人

議事録署名人